

あなたの話を、ゆっくり聞きます

電話などで、会う日や場所を相談して決めることもできます



電話

子ども用（通話無料）
0120-0874-56
一般用
048-590-5011
受付時間
平日 10:30～18:00

会って話す・手紙

場所・あて先
〒364-8633
北本市本町1-111
北本市人権推進課
(市役所2階)

相談フォーム



電話・会って話す・手紙・相談フォーム
連絡はどの方法を使ってもいいですよ



言いたいことが
まとまらなくても、
お友だちの話
でも大丈夫

あなたの気持ちや言いたいことをゆっくり聞きます
なやんでいること、変えてほしいことがあれば、
「こうしたらどうだろう」を一緒に考えます



希望があれば、あなたの代わりに
気持ちや意見を伝えることもできます

あなたの話を聞きたい大人が、ここにいます

みなさんには、家庭や学校など、たくさんの居場所があります。家族や先生、友だちに話しやすいこともあれば、そうでないこともあるかもしれません。

そんなとき、「子どもの権利相談」にはあなたの話を聞く大人がいます。相談のひみつは必ず守り、あなたの気持ちを優先します。相談したいことがなくても大丈夫。気軽にお話しに来てくださいね。もちろん、保護者の方など、みなさんからの相談もお待ちしています。

子どもの権利擁護委員
平成国際大学専任講師 安 ウンギョンさん



特集1

あなたのお話、聞かせてください

子どもの権利相談



北本市では、令和4年10月1日から「北本市子どもの権利に関する条例」に基づき取り組みを始めました。この条例では、4つの権利を「子どもの権利」として定め、みんなで協力して子ども*の権利を守るための仕組みを定めています。その仕組みの中では、大人も子どもも、子どもの権利のことで相談したい場合や、子どもの権利が守られていない場合などは、「子どもの権利相談」で相談できることを定めています。

今回は、この「子どもの権利相談」についてご紹介します。

*…18歳未満の人および学校などに通う18歳の人

☎子育て支援課児童相談担当 (☎511-7702)、人権推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5506)

市が条例で定めている、4つの子どもの権利

安心して生きる権利

- 差別や不当な扱いを受けないこと
- 困っていることなどを相談できること

自分らしく育つ権利

- 個性が認められ、人格が尊重されること
- 遊んだり、休んだりすること

守られる権利

- あらゆる脅威から守られること
- 自らの意思や考えが尊重されること

参加する権利

- 意見を表明でき、意見が尊重されること
- 意見を表明するための援助が受けられること



条例について詳しくはこちら

申込不要

子どもの権利相談員とお話ししてみませんか

出張相談会 in 公民館

☎9月、10月の金曜日 10:30～17:00

☎無料 ☎人権推進課 (☎590-5011)

出張スケジュール

南部公民館
9月1日、10月6日
西部公民館
9月8日、10月13日
児童館
9月15日、10月20日
北部公民館
9月22日、10月27日

気軽にお話しに来てくださいね



成塚相談員 佐久間相談員

子どもの権利相談の活動を知ろう



きたもと子どもの権利の日フォーラム

11月20日の「きたもと子どもの権利の日」に向けて、子どもの権利相談の活動について知るフォーラムを開催します。

☎10月22日(日) 13:30～15:30 (13:00開場)

☎市役所

☎第1部 令和4年度子どもの権利擁護委員活動報告

第2部 基調講演「こども基本法と自治体における子どもの意見表明・参加」

講師 東京経済大学教授 野村武司さん

第3部 子どもの権利相談室 愛称発表

☎10月13日(金)までに子育て支援課児童相談担当(☎511-7702)へ電話。※平日9:00～17:00

みなさんのことを、まち全体で見守ります

「子どもの権利に関する条例」は、子どもたちが生まれた瞬間からひとりの人間として尊重される権利を持っていること、そして子どもだけの大切に特別な権利を持っていることをみなさんに知ってもらい、大切にもらうための決まりです。「子どもだから、気持ちや意見を言うてはいけない」なんてことはありません。ドンドン言ってください！子どもの話を聞いて、一緒に考える大人がいるまちは、大人も子どもも幸せなまち。子どもの権利擁護委員・相談員に、なんでも相談してください。

子どもの権利擁護委員
弁護士 原田 茂喜さん

